

税制調査会 第1回グループ・ディスカッションの概要

1 金融証券税制について

【金融所得課税の一体化の推進】

- 今後とも、金融所得課税の一体化を進めていくべき。優遇税率の取り扱いについても、一体化の方向に沿って検討すべき。
- 金融所得課税の一体化を進めることにより、「貯蓄から投資へ」を引き続き進めていくというメッセージを明確に打ち出していくべき。
- 個人の金融商品選択の中立性を重視し、税率を20%にそろえることが、「成長と活力」につながる。

【上場株式等の配当や譲渡益の優遇税率】

- 臨時異例の緊急措置である優遇税率は20%に戻すべき。
- 総合課税ではなく分離課税されているという点も合わせると優遇税率は二重に優遇されており、株式保有は高所得者層に多いことも考えれば、20%に戻すべき。
- 優遇税率を延長する必要はなく、前倒しして廃止してもよい。
- 金融資産は高齢者層に偏りがあり、ライフサイクルに応じた課税の観点からも、優遇税率の継続は疑問。
- 定率減税廃止と同様、優遇税率を導入した際の異例な経済状況が終了したのであれば、ずるずると優遇措置を延長すべきではなく、一旦区切るべき。格差の問題も生じており、優遇税率の廃止は、国民の理解を得られる。
- 20%に戻すに当たって、市場への影響をどう考えるか。

- 将来的に環境が整備された段階で 20%に戻すべき。現在は、まだ本当の株式投資が根付いておらず、20%への復帰は時期尚早。

【損益通算の範囲の拡大】

- 長期的な観点から、個人金融資産を効率的に活用し、リスクマネー優遇のため、損益通算の拡大が必要。その際、納税者番号の議論にも踏み込まざるを得ない。
- 金融庁の要望は、特定口座に配当を受け入れるようにして、特定口座内で損益通算の拡大を図るものであるが、利子まで念頭に置いた広い損益通算を考えたときに疑問。

【その他】

- 金融所得課税については、勤労性所得と分けた二元的所得税的な考え方も検討すべき。
- 金融所得課税の一体化を進めるに当たっては、配当の法人段階・個人段階での調整の問題について議論する必要。
- 配当の法人段階・個人段階での調整の議論については、20%分離課税として割り切るべき。二重課税の問題は永遠の課題である。
- リスクに配慮した損益通算を認め、日本の将来を支える実業や技術育成に資金が供給されるように、税制上の優遇措置が講じられるべき。

2 納税環境整備について

- 制度の矛盾などがあれば直すなど納税環境の整備を進めていくべき。

3 個人住民税等について

【個人住民税の充実】

- 応益性が強い個人住民税の性格を踏まえ、均等割の税率を引き上げることが必要。
- 個人住民税所得割が比例税率化されることを契機として、生命保険料控除の問題をはじめ、個人住民税の課税ベースの拡大について本格的に議論すべき。

【納税環境整備】

- 公的年金受給者の納税の利便性を向上させるため、個人住民税の公的年金からの特別徴収について、早急に導入することが必要。
- 給与所得者である納税者の負担感を緩和するため、個人住民税の特別徴収については、ボーナスからも徴収できるよう検討すべき。

【その他】

- 税源移譲に伴う所得税及び個人住民税額の変動理由について、負担増と誤解されないよう、国民の理解を得るために様々な工夫をすることが必要。
- 政策減税を行う際には、地方団体が自主性を発揮できるような仕組みについて検討すべき。